

平成十七年政令第九十二号

国民年金法による改定率の改定等に関する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二十七条の二第四項及び第二十七条の第三項、厚生年金保険法（昭和二十九法律第四百十五号）第四十三條の二第五項及び第四十三條の第三項（同法附則第十七條の二第六項において準用する場合を含む。）、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六條第一項及び第十七條第三項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一條第十三項及び附則別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

（令和六年度における国民年金法第二十七條に規定する改定率の改定）

第一条 令和六年度における国民年金法第二十七條に規定する改定率は、昭和三十一年四月一日以前に生まれた者については一・〇四二とし、同月二日以後に生まれた者については一・〇四五とする。

（令和六年度及び令和七年度における国民年金法第八十七條第三項の保険料改定率の改定）

第二条 令和六年度における国民年金法第八十七條第三項の保険料改定率は、〇・九九九とする。

（令和七年度における国民年金法第八十七條第三項の保険料改定率は、一・〇三〇とする。）

第三条 削除

（令和六年度における厚生年金保険法第四十三條第一項に規定する再評価率に関する読み替え等）

第四条 令和六年度における厚生年金保険法第四十三條第一項に規定する再評価率については、同法別表を別表第一のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

（令和六年度における厚生年金保険法附則第十條の四第二項に規定する率については、同法別表第一を別表第二のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。）

（令和六年度における厚生年金保険法附則第十條の四第三項から第七項までに規定する率については、同法附則別表第二を別表第三のとおり読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。）

（令和六年度の四月以後の厚生年金保険法第四十六條第一項の支給停止調整額の改定）

第五条 令和六年度の四月以後の厚生年金保険法第四十六條第一項の支給停止調整額については、同法第三項本文中「四十八万円」とあるのは、「五十万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

（令和六年度における平成十二年改正法附則第二十一條第一項及び第二項の従前額改定率の改定等）

第六条 令和六年度における国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第二十一條第一項及び第二項の従前額改定率は、昭和三十一年四月一日以前に生まれた者については一・〇四三とし、同月二日以後に生まれた者については一・〇四一とする。

（平成十二年改正法附則別表第一平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる期間について、同表の下欄に定めるとおりとする。）

平成十七年四月から平成十八年三月	〇・九二三
平成十八年四月から平成十九年三月	〇・九二六
平成十九年四月から平成二十年三月	〇・九二四
平成二十年四月から平成二十一年三月	〇・九二四
平成二十一年四月から平成二十二年三月	〇・九一四
平成二十二年四月から平成二十三年三月	〇・九二七
平成二十三年四月から平成二十四年三月	〇・九三四
平成二十四年四月から平成二十五年三月	〇・九三七
平成二十五年四月から平成二十六年三月	〇・九三七
平成二十六年四月から平成二十七年三月	〇・九三二
平成二十七年四月から平成二十八年三月	〇・九〇九

（令和六年度における平成十二年改正法附則第二十一條第一項及び第二項の従前額改定率の改定等）

生年金保険法による年金たる保険給付、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付、同法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付及び同法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金及び同条第六項に規定する移行農林年金、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付並びに平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する年金である給付の額については、なお従前の例による。

**附則（平成二十九年三月三十一日政令第一〇〇号）抄**

**第一条** この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令等の一部改正に伴う経過措置）

**第四条** 平成二十九年三月以前の月分の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く）、厚生年金保険法による年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付、昭和六十年改正法附則第七十八条

第一項に規定する年金たる保険給付及び昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金及び同条第六項に規定する移行農林年金、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付及び同法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する年金である給付の額については、なお従前の例による。

**附則（平成三〇年三月三〇日政令第一一五号）抄**

**第一条** この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令等の一部改正に伴う経過措置）

**第三条** 平成三十年三月以前の月分の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く）、厚生年金保険法による年金たる保険給付、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付、同法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付及び同法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金

保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金及び同条第六項に規定する移行農林年金、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付及び同法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する年金である給付の額については、なお従前の例による。

**附則（平成三一年三月二九日政令第一二〇号）抄**

**第一条** この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令等の一部改正に伴う経過措置）

**第四条** 平成三十一年三月以前の月分の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く）、厚生年金保険法による年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付及び昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法

律（平成十三年法律第一百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金及び同条第六項に規定する移行農林年金、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付及び同法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する年金である給付の額については、なお従前の例による。

**附則（令和二年三月三〇日政令第一〇一号）抄**

**第一条** この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令等の一部改正に伴う経過措置）

**第四条** 令和二年三月以前の月分の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く）、厚生年金保険法による年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付及び昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付及び同法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職





昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五三八	平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一六	昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・四五一	平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇二〇		
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四六六	平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二三	昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	三七・三九五	平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九九八		
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四一四	平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二五	昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・七八九	平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九九二		
昭和五十九年四月から昭和六十年三月まで	一・三六一	平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二六	昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・六一一	平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九九五		
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二八四	平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二八	昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・八四三	平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇〇〇		
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五四	平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九八	昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・四六七	平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇〇七		
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二二	平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九九三	昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・八七四	平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一七		
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四八	平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九九六	昭和四十八年十一月から昭和五十年十月まで	二・八四二	平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇二二		
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九七	平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九九二	昭和五十年四月から昭和五十一年三月まで	二・四二四	平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇二三		
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六四	平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九八三	昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	二・〇〇三	平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四		
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四三	平成三十二年四月から令和二年三月まで	〇・九八〇	昭和五十四年四月から昭和五十五年三月まで	一・八四〇	平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二四		
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二五	令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九八〇	昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五七二	平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇二二		
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇二四	令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九八三	昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四九七	平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇三		
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九八	令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九五八	昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四四二	平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一六		
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九九二	令和五年四月から令和六年三月まで	〇・九二八	昭和五十九年四月から昭和六十年三月まで	一・三八九	平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二三		
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九九五	令和六年四月から令和七年三月まで	〇・九二八	昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三三三	平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二五		
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九九五	三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率		昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二八〇	平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九九八		
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇〇〇			昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三三三	平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二八	平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇〇七			昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二八〇	昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二八〇	平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九九三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一七			昭和六十四年三月以前	一五・〇二二	昭和六十四年三月以前	一五・〇二二	平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九九六
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇二二			昭和三十二年四月から昭和三十三年三月まで	一四・七〇〇	昭和三十二年四月から昭和三十三年三月まで	一四・七〇〇	平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九九二
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇二三			昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・四九九	昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・四九九	平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九八三
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四			昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・九八八	昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・九八八	平成三十一年四月から平成三十二年三月まで	〇・九九二
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二四			昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・〇〇八	昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・〇〇八	平成三十二年四月から平成三十三年三月まで	〇・九九九
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇二二			昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・〇〇〇	昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・〇〇〇	平成三十三年四月から平成三十四年三月まで	〇・九九九
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇三			昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・一九五	昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・一九五	平成三十四年四月から平成三十五年三月まで	〇・九九九









昭和四十三年四月から昭和四十四年六月・〇一三 十月まで	昭和四十四年十一月から昭和四十六四・五九六 年十月まで	昭和四十六年十一月から昭和四十八三・九八八 年十月まで	昭和四十八年十一月から昭和五十年二・九二六 三月まで	昭和五十年四月から昭和五十一年七・四九〇 月まで	昭和五十一年八月から昭和五十三年二・〇五九 三月まで	昭和五十三年四月から昭和五十四年一・八九四 三月まで	昭和五十四年四月から昭和五十五年一・七九四 九月まで	昭和五十五年十月から昭和五十七年一・六一五 三月まで	昭和五十七年四月から昭和五十八年一・五三八 三月まで	昭和五十八年四月から昭和五十九年一・四八五 三月まで	昭和五十九年四月から昭和六十年九一・四二九 月まで	昭和六十年十月から昭和六十二年三二・三五二 月まで	昭和六十二年四月から昭和六十三年一・三一七 三月まで	昭和六十二年四月から平成元年十一・二八四 月まで	平成元年十二月から平成三年三月ま一・二〇六 で	平成三年四月から平成四年三月ま一・一五一 で	平成四年四月から平成五年三月ま一・一一九 で	平成五年四月から平成六年三月ま一・〇九六 で	平成六年四月から平成七年三月ま一・〇七五 で	平成七年四月から平成八年三月ま一・〇五三 で	平成八年四月から平成九年三月ま一・〇四〇 で	平成九年四月から平成十年三月ま一・〇二七 で	平成十年四月から平成十一年三月ま一・〇一四 で	平成十一年四月から平成十二年三月一・〇一三 まで	平成十二年四月から平成十三年三月一・〇一三 まで
平成十三年四月から平成十四年三月一・〇二二 まで	平成十四年四月から平成十五年三月一・〇一八 まで	平成十五年四月から平成十六年三月一・〇二一 まで	平成十六年四月から平成十七年三月一・〇二二 まで	平成十七年四月から平成十八年三月一・〇二四 まで	平成十八年四月から平成十九年三月一・〇二四 まで	平成十九年四月から平成二十年三月一・〇二一 まで	平成二十年四月から平成二十一年三月一・〇〇四 月まで	平成二十一年四月から平成二十二年一・〇一七 三月まで	平成二十二年四月から平成二十三年一・〇二二 三月まで	平成二十三年四月から平成二十四年一・〇二五 三月まで	平成二十四年四月から平成二十五年一・〇二七 三月まで	平成二十五年四月から平成二十六年一・〇二九 三月まで	平成二十六年四月から平成二十七年〇・九九九 三月まで	平成二十七年四月から平成二十八年〇・九九四 三月まで	平成二十八年四月から平成二十九年〇・九九七 三月まで	平成二十九年四月から平成三十年三〇・九九三 月まで	平成三十年四月から平成三十一年三〇・九九四 月まで	平成三十二年四月から令和二年三月〇・九八一 まで	令和二年四月から令和三年三月〇・九七八 で	令和三年四月から令和四年三月〇・九八一 で	令和四年四月から令和五年三月〇・九五六 で	令和五年四月から令和六年三月〇・九二六 で	令和六年四月から令和七年三月〇・九二六 十一月	昭和三十二年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げ	
る期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲 げる率	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前	昭和三十三年三月以前
一五・四五	九	一五・一二	一四・九一	一二・三三	七	一〇・三〇	八・六九四	七・六〇六	六・九八七	六・七九七	六・〇一三	四・五九六	三・九八八	二・九二六	二・四九〇	二・〇五九	一・八九四	一・七九四	一・六一五	一・五三八	一・五三八	一・五三八	一・五三八	一・五三八	一・五三八
昭和五十八年四月から昭和五十九年一・四八五 三月まで	昭和五十九年四月から昭和六十年九一・四二九 月まで	昭和六十年十月から昭和六十二年三二・三五二 月まで	昭和六十二年四月から昭和六十三年一・三一七 三月まで	昭和六十二年四月から平成元年十一・二八四 月まで	平成元年十二月から平成三年三月ま一・二〇六 で	平成三年四月から平成四年三月ま一・一五一 で	平成四年四月から平成五年三月ま一・一一九 で	平成五年四月から平成六年三月ま一・〇九六 で	平成六年四月から平成七年三月ま一・〇七五 で	平成七年四月から平成八年三月ま一・〇五三 で	平成八年四月から平成九年三月ま一・〇四〇 で	平成九年四月から平成十年三月ま一・〇二七 で	平成十年四月から平成十一年三月ま一・〇一四 で	平成十一年四月から平成十二年三月一・〇一三 まで	平成十二年四月から平成十三年三月一・〇一三 まで	平成十三年四月から平成十四年三月一・〇一二 まで	平成十四年四月から平成十五年三月一・〇一八 まで	平成十五年四月から平成十六年三月一・〇二一 まで	平成十六年四月から平成十七年三月一・〇二二 まで	平成十七年四月から平成十八年三月一・〇二四 まで	平成十八年四月から平成十九年三月一・〇二四 まで	平成十九年四月から平成二十年三月一・〇二一 まで	平成二十年四月から平成二十一年三月一・〇〇四 月まで	平成二十一年四月から平成二十二年一・〇一七 三月まで	平成二十二年四月から平成二十三年一・〇二二 三月まで





昭和三十三年三月以前	一五・二一
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	四一・五一
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	九一・五一
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・一一

昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・一六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・一五
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・九〇二
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九一〇
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	八・〇八四
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	七・六四二
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六八〇
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三六〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・五八七
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	四・四五〇
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	四・〇二一
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	三・七四八
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	三・三五一
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	二・九四四
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	一・八四四
昭和五十年四月から昭和五十一年三月まで	一・七三七
昭和五十一年四月から昭和五十二年三月まで	一・六三四
昭和五十二年四月から昭和五十三年三月まで	一・五三四
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・五一一
昭和五十四年四月から昭和五十五年三月まで	一・四〇三
昭和五十五年四月から昭和五十六年三月まで	一・三三七
昭和五十六年四月から昭和五十七年三月まで	一・三三七
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・三三七
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三三七
昭和五十九年四月から昭和六十年三月まで	一・三三七
昭和六十年四月から昭和六十一年三月まで	一・三三七
昭和六十一年四月から昭和六十二年三月まで	一・三三七

昭和三十三年三月以前	一五・二五
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	九一・五六
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・一六
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・二〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一・一八
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	四・九三一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九三六
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	八・一〇七
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	七・六六五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六九九
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三八〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・六〇三
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	四・四六三
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	四・〇三三
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	三・七五六
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	三・七五六
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	二・三五七
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	二・三五七
昭和五十年四月から昭和五十一年三月まで	一・九五〇
昭和五十一年四月から昭和五十二年三月まで	一・九五〇
昭和五十二年四月から昭和五十三年三月まで	一・八五一
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八五一
昭和五十四年四月から昭和五十五年三月まで	一・七八二
昭和五十五年四月から昭和五十六年三月まで	一・六三八
昭和五十六年四月から昭和五十七年三月まで	一・六三八
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五三八

昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・五一八
昭和五十九年四月から昭和六十年三月まで	一・四〇八
昭和六十年四月から昭和六十一年三月まで	一・三五二
昭和六十一年四月から昭和六十二年三月まで	一・三五二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・三五二
昭和六十三年四月から昭和六十四年三月まで	一・三五二
昭和六十四年四月から昭和六十五年三月まで	一・三五二
昭和六十五年四月から昭和六十六年三月まで	一・三五二
昭和六十六年四月から昭和六十七年三月まで	一・三五二
昭和六十七年四月から昭和六十八年三月まで	一・三五二
昭和六十八年四月から昭和六十九年三月まで	一・三五二
昭和六十九年四月から昭和七十年三月まで	一・三五二
昭和七十年四月から昭和七十一年三月まで	一・三五二
昭和七十一年四月から昭和七十二年三月まで	一・三五二
昭和七十二年四月から昭和七十三年三月まで	一・三五二
昭和七十三年四月から昭和七十四年三月まで	一・三五二
昭和七十四年四月から昭和七十五年三月まで	一・三五二
昭和七十五年四月から昭和七十六年三月まで	一・三五二
昭和七十六年四月から昭和七十七年三月まで	一・三五二
昭和七十七年四月から昭和七十八年三月まで	一・三五二
昭和七十八年四月から昭和七十九年三月まで	一・三五二
昭和七十九年四月から昭和八十年三月まで	一・三五二
昭和八十年四月から昭和八十年四月	一・三五二

昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・八五一
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七八二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六三八
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五三八
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・五一八
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四〇八
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三五二
<b>別表第三(第四条第三項関係)</b>	
昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二七
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・三一
昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・三一
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・三二
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・三三
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・三四
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	一・三四
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	一・三四
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	一・三四
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	一・三四
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	一・三四
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	一・三四
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	一・三四
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	一・三四

昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	七
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	七
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	七
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	七
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	七
昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	七
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	七
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	七
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	七
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	七
昭和三十一年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	二
昭和三十二年四月二日以後に生まれた者	二・三五